

## 第4章 活力とうるおいのある農村の形成

### 第1節 快適で安全な農村の生活環境の整備

農村の多くは都市部に比べ生活関連施設の整備が遅れていることから、農業農村整備事業の実施によって、地域住民が快適に暮らせる生活環境作りとともに、農業経営の安定と地域住民の生命・財産の安全確保を図っている。

このために必要な海岸保全施設、基幹的農道、農業集落排水施等の整備を進めており、令和3年度（2021年度）末までの整備状況は、海岸保全施設については堤防延長約79.0km、基幹的農道については延長約724km、農業集落排水施設については整備済、人口は約69千人となっている。

### 第2節 中山間地域の農業の活性化

#### 第1 中山間地域の指標の変化

（県農業を支える重要な地域）

本県の中山間地域は、平成27年（2015年）時点で39市町村が該当し（一部該当を含む）、県全体に占める割合は販売農家戸数の43.6%、経営耕地面積の37.5%、農業産出額の45.0%となっており、本県農業を支える重要な地域である。

しかし、地域の勾配が急で狭小な農地が多いなど、農業生産条件が不利であり、本県においては、耕作放棄地のうち、57.8%が中山間地域に存在している。

（表IV-2-(1)）

※参考：中山間地域等における高齢化の進行

中山間地域をはじめとする条件不利地域では、就業機会が少ないことなどから、人口の流出と高齢化が進んでいる。地域振興5法指定地域における高齢化率は、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）までの期間に、県全体が18.5%から28.6%に増加したのに対し、5法指定地域では22.2%から35.5%に増加しており、県全体より高齢化が進行していることを示している。

（図IV-2-(1)）

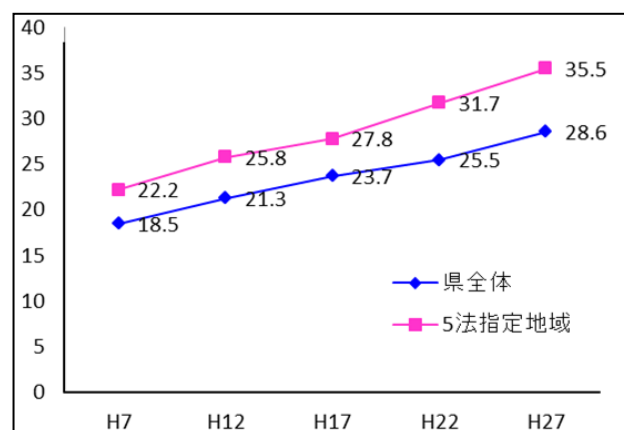
表IV-2-(1) 中山間地域の指標の推移

指標	単位	年度	中山間地域	県全体に占める割合	平坦地域	県全体
人口	人	H17	391,961	21.3	1,450,272	1,842,233
		H22	354,149	19.5	1,463,277	1,817,426
		H27	337,732	18.9	1,443,628	1,786,170
経営耕地面積 (販売農家)	ha	H17	31,082	37.7	51,301	82,382
		H22	28,663	38.8	45,173	73,836
		H27	25,833	37.5	42,954	68,842
耕作放棄地面積 (販売農家)	ha	H17	2,359	56.2	1,842	4,201
		H22	2,172	58.0	1,575	3,747
		H27	2,135	57.8	1,556	3,695
販売農家戸数	戸	H17	23,361	43.0	30,937	54,298
		H22	20,629	44.4	25,851	46,480
		H27	17,469	43.6	22,634	40,103
農業産出額の推計値	億円	H17	1,393	44.9	1,709	3,102
		H22	1,406	45.7	1,672	3,078
		H27	1,508	45.0	1,812	3,348

資料) 総務省「国勢調査」、「生産農業所得統計」、「農林業センサス」

注) 中山間地域は、農林統計の農業地域類型区分における「中間農業地域」と「山間農業地域」

図IV-2-(1) 高齢化率の推移（単位：%）



資料) 総務省「国勢調査」

※地域振興5法指定地域

①特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、②山村振興法、③過疎地域自立促進特別措置法、④半島振興法、⑤離島振興法のいずれかの指定地域（一部地域含む）  
 本県では、中山間地域が存在する39の市町村のうち、その一部または全域が地域振興5法の指定地域に指定されている市町村が36市町村あり、これまで5法指定地域について高齢化率のデータ集計を行ってきた。今回もその推移を把握するため、平成27年度（2015年度）の国勢調査の5法指定地域のデータ集計を行った。なお、令和元年（2019年）6月に、新たな地域振興立法として棚田地域振興法が制定された。

## 第2 鳥獣被害防止対策の推進

（野生鳥獣による農作物被害金額はわずかに減少。鳥獣種別ではカモ類による被害が大幅に増加）

本県では、えづけSTOP！対策を基本として、野生鳥獣が生息しにくい環境整備と管理、農地への侵入・被害防止、有害鳥獣捕獲、ジビエ利活用の推進に取り組むとともに、各市町村が策定する鳥獣被害対策防止計画に基づく総合的な施策を実施している。

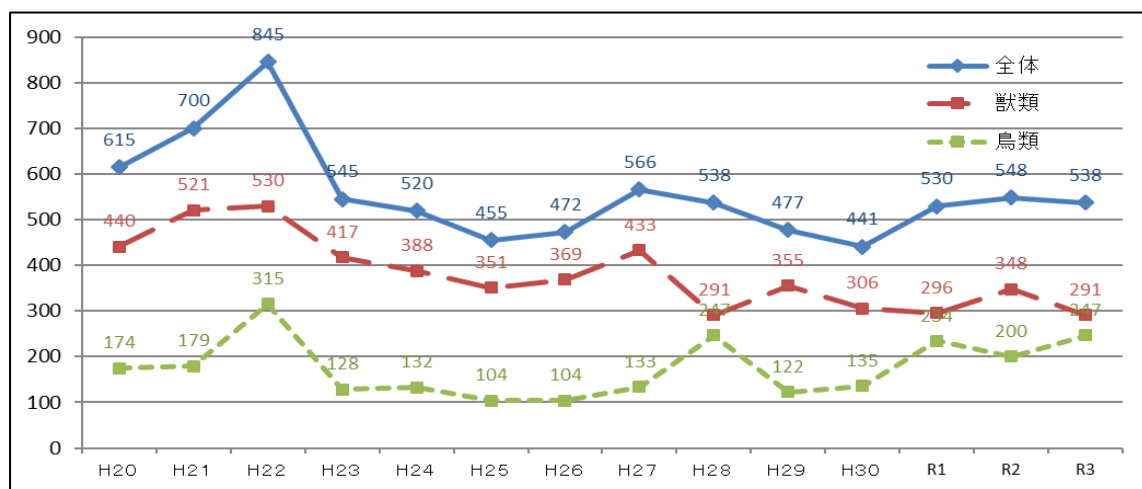
令和3年度（2021年度）における鳥獣による農作物被害額は、前年度から10百万円減（前年比2%減）し、5億3,761万円となっている。（図IV-2-(2)）

被害額の増減を主な鳥獣種類別に見ると、カモ類の被害額が大幅に増加（73%増）し、他の鳥獣種では被害額は減少した。

イノシシは約48百万円減少（19%減）、シカは約9百万円（14%減）、カラスは約12百万円（21%減少）、ヒヨドリが約10百万円減少（36%減少）となっている

また、サルやその他獣類などの中型獣類による被害は昨年度と同程度となっている。（図IV-2-(2)）

図IV-2-(2) 野生鳥獣による農作物被害金額の推移 (単位：百万円)

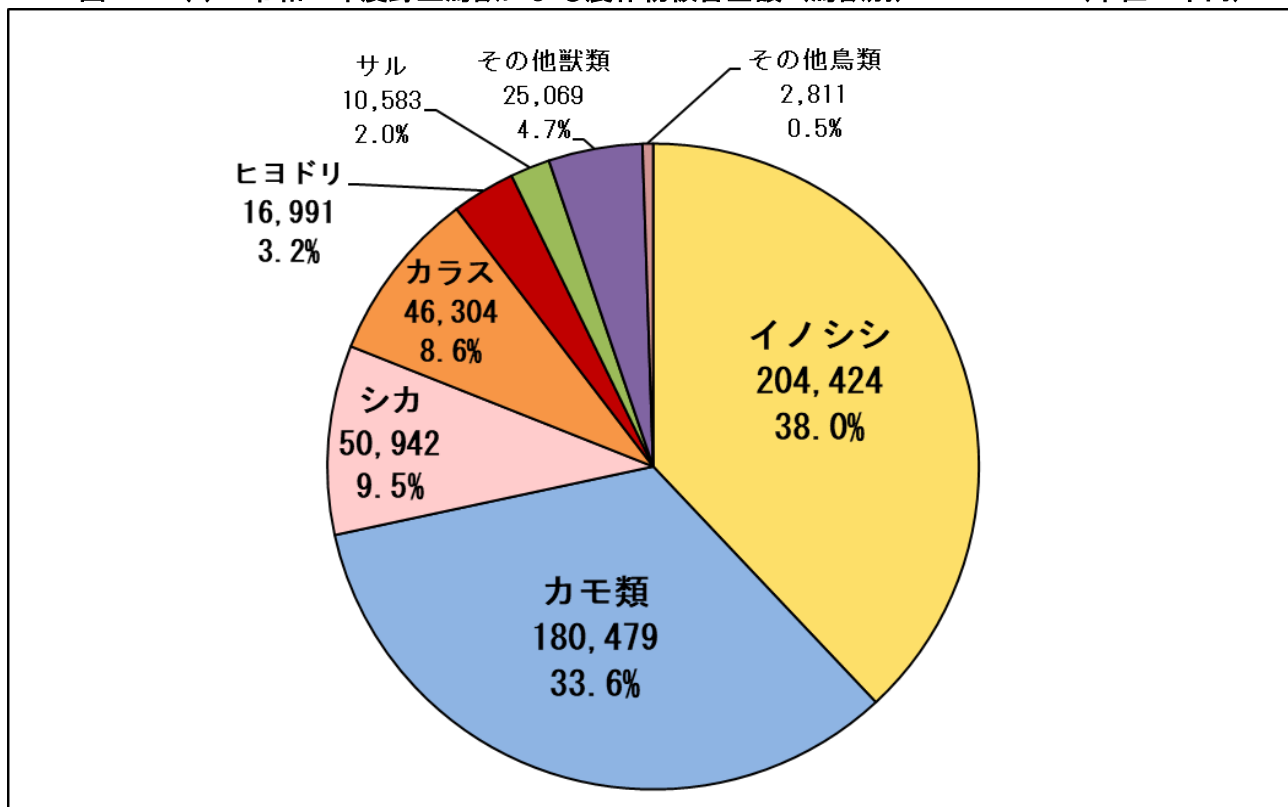


資料) 県農林水産部調べ

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、内訳は合計と一致しないことがある。

図IV-2-(3) 令和3年度野生鳥獣による農作物被害金額（鳥獣別）

（単位：千円）



資料) 県農林水産部調べ

### 第3 捕獲鳥獣のジビエ活用

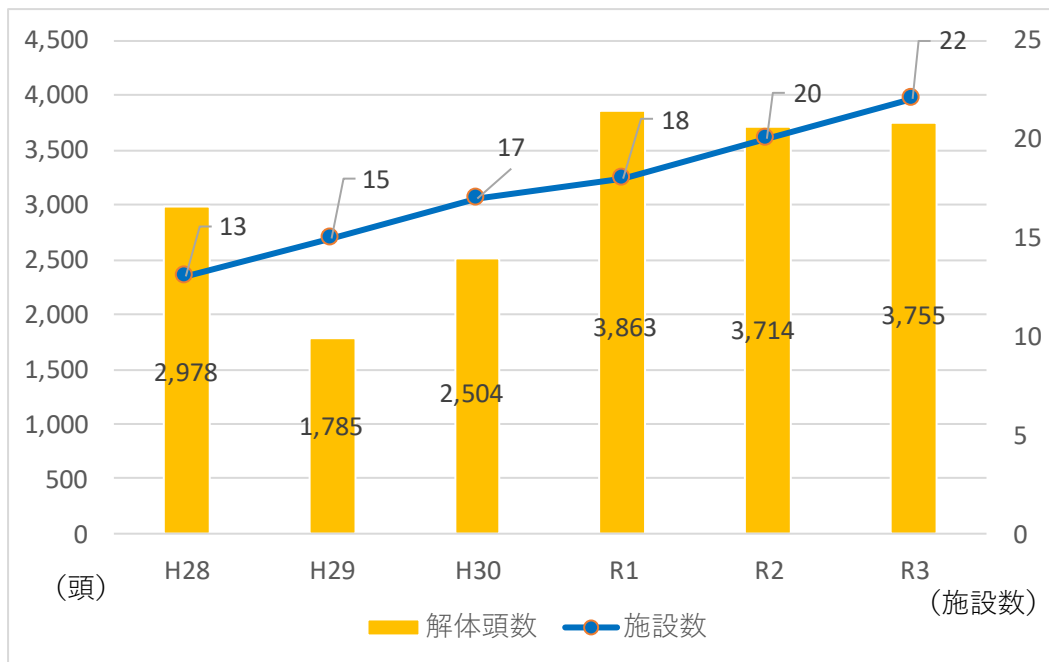
（ジビエ処理施設数は年々増加、解体頭数はほぼ横ばい）

本県では、捕獲者、処理加工施設、実需者（外食関係者）、民間企業（IT関係、流通関係）、農業団体、行政等を構成員として平成30年1月に設立した「くまもとジビエコンソーシアム」の活動を通じて、①安定供給に向けた体制整備、②トレーサビリティの確立、③ブランド化と販路の開拓に取組み、ジビエ利活用を推進している。

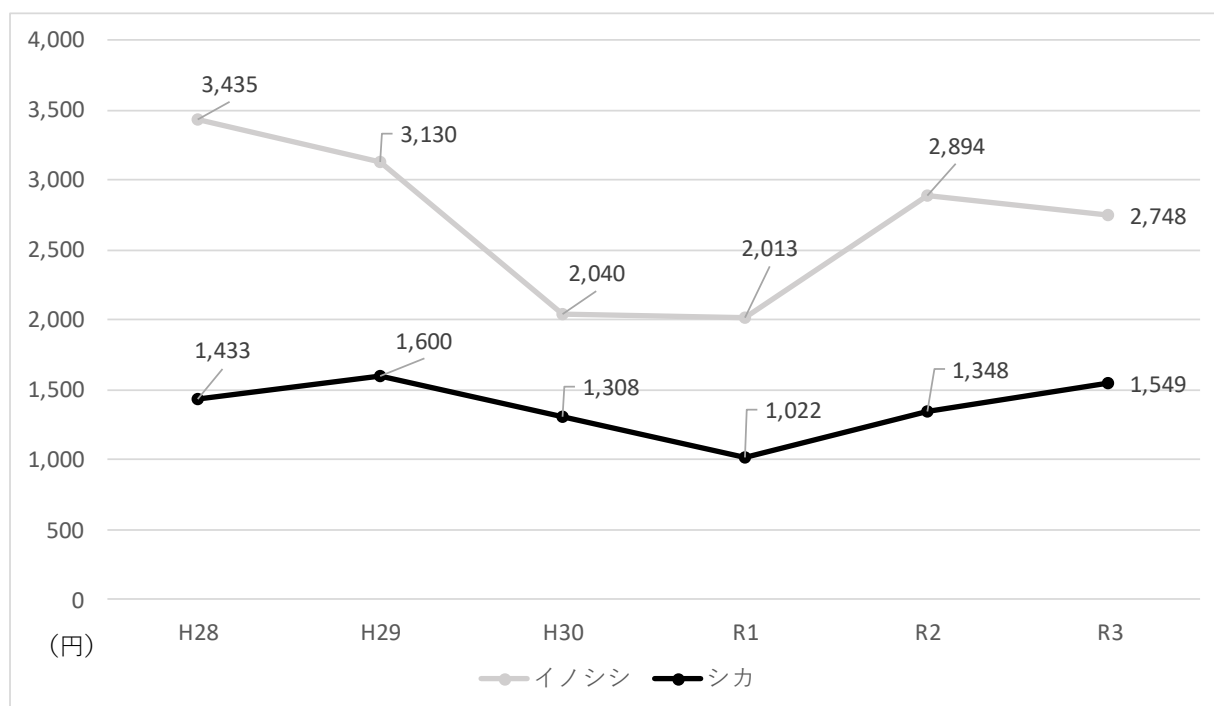
本県のジビエ処理施設は平成28年度（2016年度）以降増加傾向にあり、令和3年度（2021年度）は22施設となっている。施設数の増加に伴い、ジビエ処理施設の解体頭数も増加したが、令和元年度（2020年度）～3年度（2021年度）は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により解体頭数は横ばいとなった。（図IV-2-(4)）

販売価格については、平成28年度（2016年度）イノシシ3,435円/kg、シカ1,433円/kgから、令和3年度（2021年度）イノシシ2,748円/kg（20%減）、シカ1,549円/kg（8%増）となっている。（図IV-2-(5)）

図IV-2-(4) ジビエ処理施設数と解体頭数の推移 (単位：頭・施設)



図IV-2-(5) 販売価格の推移 (イノシシ・シカ) (単位：円/kg)



### 第3節 日本型直接支払制度の実施状況

#### 第1 多面的機能支払制度

(多面的機能支払制度実施面積はほぼ前年並み)

農業・農村は食料を供給する機能のほかに、県土の保全、地下水の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、その効果は地域住民や県民全体が享受している。これらの機能が適切かつ十分に発揮されていくためには、農業の持続的な発展とその基盤である農村の振興を図る必要がある。

しかしながら、近年、農村においては過疎化や高齢化、混住化等の進展に伴い、農地や農業用水等の農村資源の適切な保安全管理が困難になるなど、農業・農村が持つ多面的機能の発揮に支障が生じてきている。

このため、地域の農業者だけでなく、地域住民なども一体となって、農村資源の適切な保安全管理のための取り組みに対して支援を行う「農地・水・環境保全向上対策」が平成19年度（2007年度）からスタートした。なお、平成26年度（2014年度）からは「多面的機能支払交付金」と制度名称が変更され、農業者のみで取り組むことができるメニューが追加されるなど、より取り組みやすい制度となった。さらに、平成27年度（2015年度）からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され法律に基づく恒久的な制度となった。

令和4年度（2022年度）は、449の活動組織、69,980ha（前年比100.1%）の農地において、農地や農業用水等の保安全管理（農地維持支払）が実施されている。

なお、令和2年7月豪雨の対応においては、農地や農業用施設の小規模な被害の応急処置等に活用され、早期の営農再開につながった。

表IV-3-(1) 多面的機能支払の取組実績

年度	単位	H19 (度)	H22	H27	R2	R3	R4 (見込)
組織数	組織	690	733	724	445	448	449
交付対象 面積	ha	44,388	46,071	67,745	69,349	69,883	69,980

資料) 県農林水産部調べ

注) 平成19及び22年度は「農地・水保安全管理支払（共同活動）」の取組実績

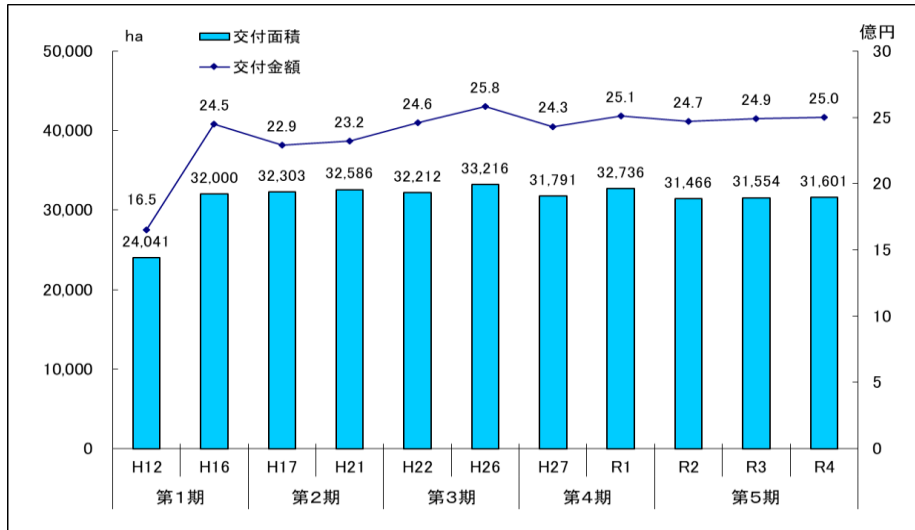
#### 第2 中山間地域等直接支払制度

(中山間地域等直接支払制度実施面積はほぼ前年並み)

中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能の維持を図るため、平成12年度（2000年度）から導入された中山間地域等直接支払制度は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を事業期間とする第5期対策が行われている。令和4年度（2022年度）は、36市町村において1,318（前年比100.3%）の集落協定等で実施され、前年度より4協定増加した。

また、交付面積は31,601ha（前年比100.1%）と前年度より47ha増加し、交付金額は約25億5百万円（前年比100.2%）と前年度より約14百万円増加した。  
 (図IV-3-(1))

図IV-3-(1) 交付面積及び交付金額の推移



資料) 県農林水産部調べ

注) 第1期対策から第4期対策までは、対策期間の初年度及び最終年度の実績値を抜粋。第5期対策は、毎年度の実績値。

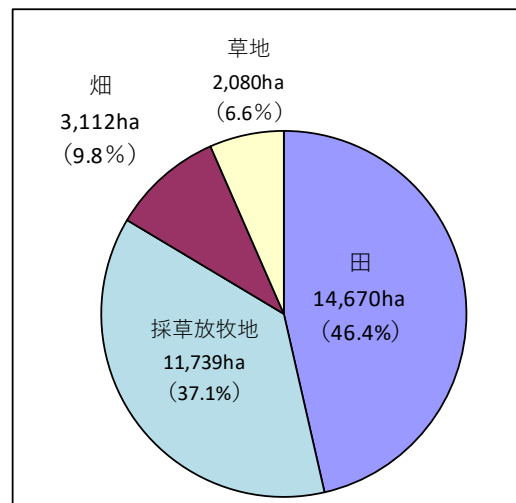
地目別にみると、田が14,670ha（全交付面積のうち46.4%）、採草放牧地が11,739ha（同37.1%）、畑（樹園地を含む）が3,112ha（同9.8%）、草地在2,080ha（同6.6%）となっている。

(図IV-3-(2))

地域別には、阿蘇地域が、17,704ha（全体の56.0%）と大きな割合を占め、次いで、球磨地域(3,355ha、同10.6%)、上益城地域(2,640ha、同8.4%)となっている。

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、内訳は合計と一致しない。

図IV-3-(2) 協定締結面積の地目別割合



資料) 県農林水産部調べ

### 第3 環境保全型農業直接支払制度

(環境保全型農業直接支払制度実施面積はわずかに増加)

農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るためには、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、農業が本来有する自然循環機能を維持・増進することが必要である。

「環境保全型農業直接支払制度」とは、環境問題に対する関心が高まる中で、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、化学肥料・農薬の使用を県の慣行レベルから5割以上低減する取組みと合わせて行う堆肥の施用やカバークロープ等の環境保全に効果の高い営農活動（実施期間：5年間）に対して支援を行う制度である。

平成27年度（2015年度）から「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づく制度となり、また、取組面積については、令和4年度（2022年度）に県内で実施された面積が1,965ha（前年比102%）であり、年々増加傾向にある。（表IV-3-(2)）

表IV-3-(2) 環境保全型農業直接支払の取組実績

年度	H27（参考）	R1	R2	R3	R4
取組市町村	32	32	32	34	34
取組組織（件）	255	188	174	171	173
取組面積（ha）	1,765	1,816	1,907	1,934	1,965

資料）県農林水産部調べ

### 第3節 農業団体の経営基盤と活動の充実強化

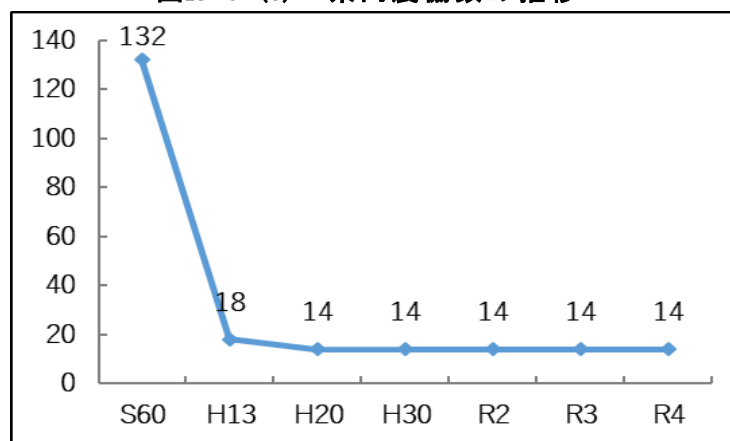
#### 第1 農業協同組合

(県内の農協数は横ばい)

県内の農協は、昭和60年(1985年)に県農協中央会に「農協合併推進本部」が設置され、平成3年(1991年)のJA熊本県大会で、郡市単位での合併を行う「県下11JA構想」を決議し広域合併を推進してきた。

昭和60年(1985年)に132あった農協は、平成13年(2001年)には18となり、その後の球磨地区、八代地区、上益城地区の合併の結果、平成20年(2008年)には現在の14農協となった。(図IV-3-(1))

図IV-3-(1) 県内農協数の推移



資料) 県農林水産部調べ

注1) 各年度は4月1日現在

注2) 信用事業を行わないJA大浜を含む

農協を取り巻く情勢が厳しくなる中、組合員・地域住民に十分なサービス提供を継続するためには、盤石な経営基盤を確立することが急務となっているため、令和3年(2021年)12月のJA県大会で、県域JA構想(めざすJA像、規模、体制、時期等)の組織決定が行われ、「県域JA」の実現に向け、協議が進められている。

#### 第2 農業共済組合

(収入保険加入経営体はかなり増加)

県内の農業共済組合は、昭和60年(1985年)4月までに、概ね郡市を単位とした合併により13組合となった。その後、平成12年(2000年)4月に13組合の合併が行われ、同年5月には連合会の機能も承継し、1県1組合の特定組合となった。

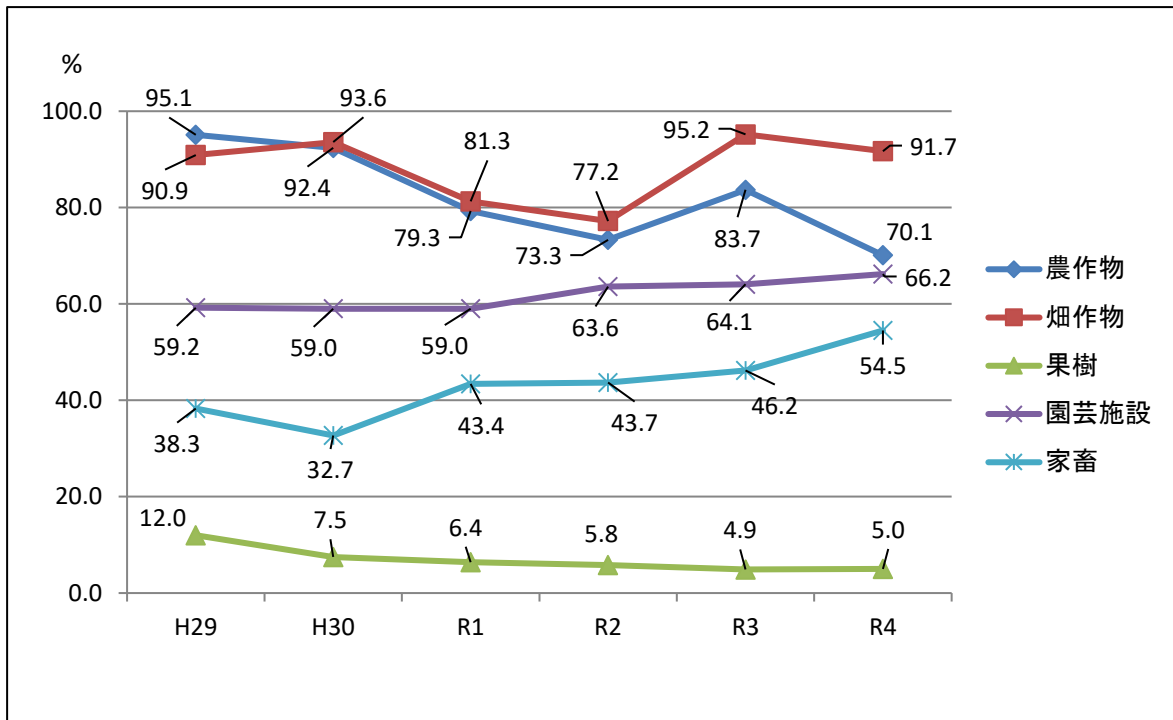
令和4年度(2022年度)の主な農業共済の加入状況を見ると、農作物共済が70.1%、畑作物共済が91.7%、果樹共済が5.0%、園芸施設共済が66.2%、家畜共済が54.5%という状況である。(図IV-3-(2))

なお、平成31年(2019年)1月から、新たな農業保険制度である農業経営収入保険制度(以下「収入保険」という。)が開始されている。

収入保険の加入経営体数の推移は、令和元年(2019年)が897経営体、令和2年(2020年)が1,395経営体、令和3年(2021年)が2,123経営体、令和4年(2022年)が2,987経営体、令和5年(2023年)3月で3,447経営体(前年比約15%増)となっている。(図IV-3-(3))

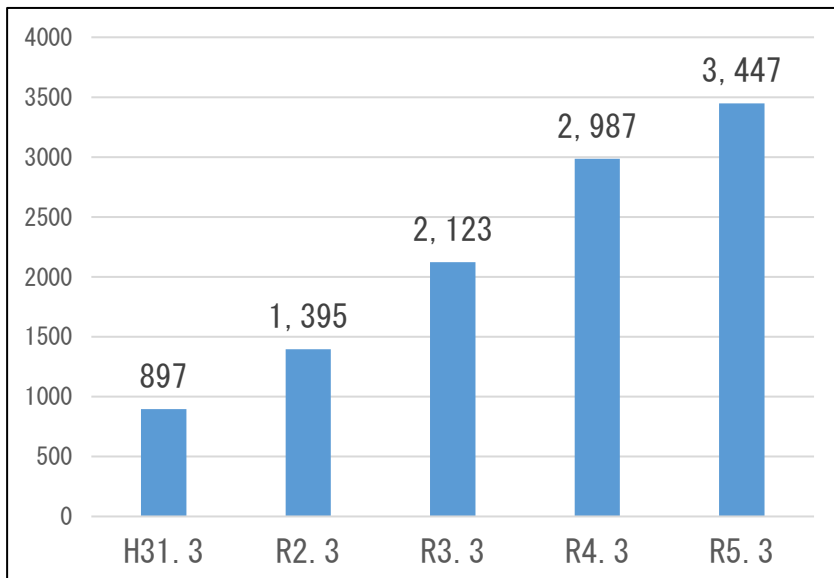


図IV-3-(2) 農業共済加入率の推移



資料) 熊本県農業共済組合調べ

図IV-3-(3) 収入保険加入経営体数の推移



資料) 熊本県農業共済組合調べ